

鳥栖市空き店舗等活用支援事業



鳥栖駅西側の中心市街地（※裏面参照）の空き店舗等で、新たに開業・開設又は新事業に取り組む方を対象として、店舗改装費の一部を助成します。

補助内容

- 県外移住起業家（※詳細は下記までお尋ねください）
補助率： **3/4 以内**（百円未満切捨て）
補助限度額： **150万円**
- 上記以外の起業家（一般）
補助率： **1/2 以内**（百円未満切捨て）
補助限度額： **100万円**

対象物件

鳥栖駅西側の中心市街地で、1年以上営業されていない空き店舗・店舗兼住宅、1年以上無人状態にある空き家等

対象者

次のいずれにも該当しない方

- 出店しようとする空き店舗等において、深夜酒類提供飲食店営業以外の風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業を行おうとする方
- 出店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合に、当該資格、許可等を有していない方
- 出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする方
- 出店しようとする空き店舗等の3親等以内の親族
- 県外に本店のあるフランチャイズ店等を出店しようとする方
- 県内の既存店舗を閉店し、3年以内に新たに店を出店しようとする方
- 市税を滞納している方
- 宗教又は政治団体
- 暴力団関係者

募集件数

予算の範囲内（先着順）

申請期限

令和7年11月28日

※当日消印有効

まずは事前にご相談ください！

お問合せ

鳥栖商工会議所

〒841-0051 鳥栖市元町1380-5 電話：0942-83-3121

